第8章 医療や福祉のサービス

在宅生活を支えるサービスには、「自宅に来てもらうもの」「通うもの」「一時的に預けられるもの」があります。全部を一度に使う必要はありません。まずは訪問看護からスタートし、生活が落ち着いてきたら少しずつ選択肢を広げていくご家庭が多いです。

■自宅に来てもらうサービス（訪問系）

サービスの名前	概要
訪問診療	医師が自宅を訪問して診察や処方を行います。
訪問看護	看護師が医療的ケアの実施や健康管理、ご家族への指導を行います。
訪問リハビリ	PT・OT・STが自宅で機能訓練や発達支援を行います。
訪問入浴	入浴が難しいお子さんを対象に、専用の浴槽等を使って自宅で入浴介助を行うサービスです。
居宅介護	ヘルパーが自宅で介護や家事援助を行います。
居宅訪問型児童発達支援	外出が難しいお子さんの自宅に訪問し、療育支援や保護者への助言を行います。

■通所サービス

【児童発達支援】

就学前のお子さんやその家族に対し、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応支援などを行います。

【放課後等デイサービス】

小学生から高校生までの放課後、長期休み中の生活の場です。身体を動かしたり、適応訓練などを行います。

■保育所等訪問支援

お子さんが普段生活をしている保育所や幼稚園、学校等に保育所等訪問支援事業所の職員が訪問し、集団生活への適応のために専門的な支援を行います。

保育所等訪問支援のご案内：
https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kosodate/kosodatesite_ohirune/mokuteki/syogai/shien/jidofukushiho.files/hoikujotouhoumonshien.pdf

■短期入所・一時保護

ご家族が心身を休める時間をもつことは、在宅生活を長く続けていくうえでとても大切です。以下のようなサービスを上手に活用し、ご家族の負担軽減に役立てましょう。

【短期入所（ショートステイ）】

施設に短期間入所し、医療的ケアを含む介護を受けられるサービスです。ご家族の休息（レスパイト）や急な用事の際に活用できます。

【一時保護】

保護者の方が、病気等の理由で、お子さんを一時的に保育することができなくなった場合に、お子さんを一時的にお預かりするサービスです。

医療的ケア児が使える一時保護施設

子ども発達センターたんぽぽ：
https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/shisetsu/shogai/tsuusyo/tanpopo.html

療育センターゆめなりあ：
https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/shisetsu/shogai/tsuusyo/yumenaria.html

療育センターアポロ園：
https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/shisetsu/shogai/tsuusyo/aporoen.html

重症心身障害児（者）等在宅レスパイト・就労等支援事業

訪問看護師がご自宅や在学する学校等を訪問し、ご家族に代わって呼吸管理・栄養管理・排泄管理などの医療的ケアを行います。

	概要
対象	重症心身障害児（者）のご家族のほか、手帳の有無にかかわらず、区内在住の18歳未満で人工呼吸器管理・気管切開・酸素吸入・1日6回以上の吸引・経管栄養・中心静脈栄養等の医療的ケアを受けているお子さんのご家族（医療保険での訪問看護利用・医師の指示書が要件）
利用時間	1回2～4時間（30分単位）、年間上限288時間
利用者負担	世帯の課税状況に応じて利用者負担が異なります。（医師指示書の作成料助成あり）
窓口	障害福祉課　在宅福祉係（区役所3階）03-3228-8953 各すこやか福祉センター

相談支援

【障害児相談支援】

児童福祉法に基づき、障害児通所支援等の「障害児支援利用計画」を作成・モニタリングします。

コミュニケーションの支援

ことばでのやりとりが難しいお子さんには、視線や身ぶり、文字盤、意思伝達装置、タブレット端末のアプリなど、さまざまなコミュニケーション手段があります。意思伝達装置等は日常生活用具・補装具の給付対象となる場合があります（第7章参照/P19）。言語聴覚士（ST）のリハビリや、学校・療育でのICT活用も含め、お子さんに合った方法を支援者と一緒に探していきましょう。